

一般ガス事業者及び簡易ガス事業者の 指定旧供給区域及び指定旧供給地点指 定の審査の考え方について

(趣旨)

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「第3弾改正法」という。）において、ガス事業法（昭和29年法律第51号）は平成29年4月1日から小売の全面自由化を行う等の改正が行われることとなっている。

他方、小売の全面自由化により、いわゆる「規制無き独占」による不当な料金値上げによる需要家の利益を阻害する事態を防止する観点から、第3弾改正法附則第22条及び同第28条において、経済産業大臣が指定する区域及び地点（以下「指定旧供給区域等」という。）については、経過措置料金規制等を課すこととしている。

指定旧供給区域等の指定に当たっては、第3弾改正法附則第36条において、経済産業大臣は、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならないこととされていることから、委員会における指定旧供給区域等の指定に関する基本的な審査方針を定めることとする。

主なポイント

1. 審査の流れについて

経済産業大臣は、第3弾改正法附則第22条及び第28条の規定に基づき、供給区域又は供給地点（以下「供給区域等」という。）におけるガス小売事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域等のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認める場合に指定旧供給区域等を指定することとなっており、指定旧供給区域等の指定に当たっては、同法附則第36条の規定により、委員会の意見を聴取することとなっている。委員会は、ガスの適正な取引の確保を図る観点から当該指定の審査を行い、経済産業大臣に対して意見を述べる。委員会は、意見を述べたときは、遅滞なくその内容を公表する。経済産業大臣は、当該委員会の意見を考慮した上で、指定旧供給区域等の指定を行う。

2. 審査対象について

指定旧供給区域等の指定については、経済産業大臣が定める「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第6項及び第28条第5項の規定による経済産業大臣の指定にかかる処分基準」（以下「処分基準」という。）がその基準となる。委員会は、ガスの適正な取引の確保を図る観点から、指定する区域及び地点が処分基準に規定された内容に適合しているか審査するとともに、指定しない区域及び地点についても、処分基準に規定された内容に適合し

ていないかについても総合的に審査を行う。

3. 審査の考え方ー具体的な審査方法

委員会がガスの適正な取引の確保を図る観点から、指定旧供給区域等の指定について審査するに当たっては、以下（１）及び（２）の観点から審査する。また、以下（１）及び（２）の項目の具体的な審査に当たり、その進め方を委員会内で共有するなど、審査が一貫したものとなるよう措置することとする。

- （１）指定旧供給区域等に指定する供給区域等が処分基準の規定に合致しているものとなっているか
- （２）指定旧供給区域等に指定しない供給区域等が処分基準の規定に合致していないものとなっているか

【参考】

○電気事業法等の一部を改正する等の法律

附 則

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

第二十二條 みなしガス小売事業者（附則第十二條第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六條第二項第三号の供給区域又は供給地点であつて、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二條第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八條第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であつて次に掲げるもの以外のもの（次條第二項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

一・二 （略）

2～7 （略）

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

第二十八條 みなしガス小売事業者（附則第十二條第一項第一号及び第三号に掲げる者に限る。以下「旧簡易ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第三十七條の五第二項第三号の供給地点であつて、

ガス小売事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給地点」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給地点需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給地点小売供給」という。）を拒んではない。

一・二 （略）

2～6 （略）

第三十六条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一～三 （略）

四 附則第二十二条第一項又は第二十八条第一項の規定による指定をしようとするとき。

五・六 （略）